平成 28 年 2 月 27 日

「外環の２」武蔵野訴訟・控訴審に公正な判決を求めるお願い

「外環の 2」訴訟を支援する会代表　松川昭一郎
連絡先〒180-0002　武蔵野市吉祥寺東町 2-18-10 倉光方
（電話 0422－22－2045）

2 月 18 日、標記控訴審の第 1 回弁論が開かれ、控訴人の上田圭子さんが意見陳述を行いました。しかしながら、弁護団が要求していた裁判所による現地視察は却下されて即日結審、来る 4 月 28 日判決という運びになりました。

「外環の２」の問題は多数の地元住民の安全・安心な生活と財産に係わる大きな社会問題です。裁判所にこのことを十分に理解してもらうことが必要です。

つきましては本件が多数の住民の死活問題であることを改めて強く訴えて公正な判決を求めたく、皆様のご理解とご協力をお願いします。

裁判所に公正な判決を求める手紙を出していただくか、又は、別添のハガキを利用して裁判所に訴えてくださるようお願いいたします（恐れ入りますが、ハガキには 52 円切手をお貼りくださり、3 月末日までに投函をお願いします）。
住所・年齢にかかわらず、どなたでも出せます。
よろしかったら意見欄にも一言お書きください。

〈参考〉意見欄に書く例

例１、住民が長年かけて築き上げた成熟した住宅街であり、また、多数の小・中・高・大学が存在する文教地区を守ってください。

例２、東京環状道路有識者委員会の提言を無視した上、住民との約束も守らずに道路建設を強行しようとする東京都の暴挙を止めてください。

例３、事業化してからでは裁判で工事は止められません。計画段階での判断を是非してください。

例４、地下に道路、地上にも道路。何のために危険を冒してまで地下化したのかわかりません。